

報第1号

京都市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

特に緊急を要したため、次のように京都市市税条例等の一部を改正する条例を制定したので、報告するとともに、承認を求める。

平成27年5月18日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成27年3月31日

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市条例第97号

京都市市税条例等の一部を改正する条例

(京都市市税条例の一部改正)

第1条 京都市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第7条第1項第3号中「第38項」を「第40項」に改め、同項第4号中「附則第15条第34項」を「附則第15条第36項」に、「第37項」を「第39項」に改める。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第9条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第10条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の2，附則第14条の前の見出し及び同条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第14条の2中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条第1項」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条（見出しを含む。）及び附則第16条の2中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第17条の3第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

（京都市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 京都市市税条例の一部を改正する条例（平成26年6月19日京都市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「第70条」を「第70条第2号ウ（イ）及び（ウ）」に改め、同条第4号中「第10条」の右に「，第70条（同条第2号ウ（イ）及び（ウ）に係る部分を除く。）」を、「第3条第2項」の右に「及び第3項」を加える。

附則第3条第1項中「第70条」を「第70条第2号ウ（イ）及び（ウ）」に改め、「平成27年度分」の右に「（小型特殊自動車にあっては、平成28年度分）」を、「平成26年度分」の右に「（小型特殊自動車にあっては、平成27年度分）」を加え、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 改正後の条例第70条（第2号ウ（イ）及び（ウ）を除く。）の規定は、

平成28年度分の軽自動車税から適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

(固定資産税及び都市計画税に関する規定の適用区分)

第2条 第1条の規定による改正後の京都市市税条例の規定中固定資産税及び都市計画税に関する部分は、平成27年度分の固定資産税及び都市計画税から適用し、平成26年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により提案する。